

大町町立学校 部活動指針

平成30年2月策定

令和3年7月改訂

大町町教育委員会

大町町立小中一貫校大町ひじり学園

1 部活動の意義

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、本町中学生の心身の発育・発達や「生きる力」を育む大きな原動となっており、学校教育の一環として重要で意義が深いものである。異年齢との交流の中で、生徒同士や部活動指導者と生徒の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その効果は、これまでも地域住民などから高い評価を受けている。

また、運動部活動については、体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツに興味関心をもつ同好の生徒が、技能や記録に挑戦し勝敗を競い合ったり、表現したりするそれぞれの運動の特性に触れ、スポーツの楽しさを味わうことで、生涯にわたって豊かなスポーライフを継続する資質や能力を育てることができる。

文化系部活動についても同様に、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成することができ、生涯学習の観点からの意義は大きい。

2 部活動の留意事項

- (1) 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心などをより深く追求していく機会であることから、各教科の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めて、その大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが重要である。
- (2) 地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員（地方公務員法に定める非常勤職員）や「外部指導者（※教職員ではない地域の指導者）」などのスポーツや文化及び科学などにわたる指導者や地域の人々の協力、町民グラウンド、公民館、オリオンプラザなどの社会教育施設や地域のスポーツクラブ、町体育協会といった社会教育関係団体などの各種団体との連携など、運営上の工夫を行うことが重要である。なお、部活動指導員については、適切に配置できるよう今後、予算化を検討していく。
- (3) 生徒が参加しやすいように実施形態を工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。
- (4) 管内の学校が義務教育学校であることを踏まえ、小学部教職員の顧問、副顧問などへの就任や小学部児童の部活動への一部参加も必要に応じて対応する。
- (5) スポーツ庁では平成30年3月「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。これを受けて、佐賀県は、平成30年8月「佐賀県『運動部活動の在り方に関する方針』」をまとめている。また、平成30年12月には、文化庁が「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。これ

を受けて、佐賀県は、令和元年10月「佐賀県『文化部活動の在り方に関する方針』」をまとめている。これらに則り、本指針をスポーツ庁・文化庁や佐賀県が策定を義務付けた「設置する学校に係る運動部活動の方針」「設置する学校に係る文化部活動の方針」及び「学校の運動部活動に係る活動方針」「学校の文化部活動に係る活動方針」に位置付けるものとする。

(6) 社会・経済の変化等による部活動の「過度な競技志向や勝利主義」「生徒や部活動指導者、保護者の疲労や多忙化」「学習や生活習慣への影響」「保護者要望の多様化」「いじめや体罰の問題」「教職員による生徒送迎中の事故」等の今日的課題に適切に対応する運営体制を構築する。

(7) 中央審議会初等中等教育分科会及び学校における働き方改革特別部会は、平成29年8月に「学校における働き方改革に係る緊急提言」をまとめた。町教育委員会は、平成30年3月に「学校現場の業務改善計画」を策定し、毎月第3日曜日の家庭の日を部活動休養日と設定したところであり、教職員の働き方改革を町教育方針の重点目標として推進していきながら、本方針のもと、部活動指導者の負担軽減を図ることが重要である。町教育委員会事務局学校教育係が実施した教員の勤務実態調査の結果では、教職員の部活動に係る土日の活動時間が長時間勤務の要因の一つとなっており、その適切な実施の在り方を検討していく必要がある。「業務の工夫改善検討会」を定期的実施し、現状分析、課題解決に取り組む。

3 学校における指導方針の確立

部活動の指導にあたっては、学校教育の立場から、その運営が一部の教職員や保護者、部活動指導員、「外部指導者」の意思で行われることなく、部活動に関わる全員の共通理解と協力により、本指針及び学校としての指導方針に従って行う必要がある。学校は本指針に則り「部活動規則」を定め、毎年度「部活動運営計画」を策定するものとする。学校長はこれを公表し、顧問が作成した各部活動の「年間及び月間の活動計画」を関係者に具体的に示す。

教育委員会及び学校長は、本指針や「部活動運営計画」を直接、教職員や生徒、保護者、「外部指導者」に対し説明する機会を設けることが重要である。

部活動は、学校の教育目標、実態や地域性に沿いながら、興味関心・意欲を高め、技能を伸張させるとともに、健全な身体的、精神的発達を図り、望ましい社会的態度を育成することを目指して行われるべきであり、次の事項に留意する。

(1) 教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していくボトムアップ理論に基づく指導方法などを実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む生徒を尊重するとともに、部活動指導者が、運動部活動、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した「指導手引」等を活用するなど、各部の特性を踏まえた科学的な活動方法を積極的に導入し、短時間で効果が得られる合理的で効果的な指導を実施する。

(2) 一部の生徒に限ることなく、多くの生徒に活動の機会が与えられるようにする。

(3) 大会志向により技術のみに重点をおいたり、勝利至上主義に陥ったりすることなく、部活動指導者と部員、または部員同士の間人間関係を深め、切磋琢磨しながら向上する雰囲気作りに努める。

(4) 目先の結果にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐ。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達段階や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 部の設置と運営

部活動は、学校教育活動であり、学校の教育計画の中に位置づける。部の運営にあたっては、次のことを考慮する。

(1) 学校長は、学校と地域の実情、生徒、保護者の要望を踏まえ、部活動を設置する。

(2) 学校長は、部活動運営の課題について、学校運営協議会に諮問することができる。

(3) 学校長が中心となり、部活動に関わる教職員、部活動指導員、「外部指導者」、生徒、保護者に本指針を共通理解させる。

(4) 学校長を中心に、各部活動指導者はもちろん、学級担任その他義務教育学校全教職員が連携を密にし、相互の協力体制を整える。

(5) 生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うため、また、指導に関わる教職員、部活動指導員の負担を軽減するため複数指導体制を組織する。部活動を校務分掌に位置づけ、主たる指導を行う者に負担が集中しないよう配慮する。また、「外部指導者」や小学部教職員の活用を積極的に図る。

(6) 学校長は、各学校の部数について、性別や障害の有無を問わず、生徒の潜在的な多様なニーズやレベル、生徒及び教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、持続可能な部活動を円滑に実施できるよう適正な数と種目の部を設置する。少子化、教職員数の減少、入部希望の偏りなどにより、その活動継続が困難な場合は、学校の「部活動規則」に準じて、部員の募集停止、休部、廃部、社会体育への移行、他校との合同チーム編制などの措置を行う。また、必要に応じて、部活動支援員や「外部指導者」の意見を聞いたり、学

校運営協議会に諮問したりする。

(7) 小学部児童の部活動参加については、希望する児童とその保護者と十分に協議し、その発達の特性を十分に配慮しつつ、大会参加資格がないことを確認した上で、学校長と部活動指導者の判断のもと、特別に参加することも認める。

(8) 部活動指導者（教職員、部活動指導員、「外部指導者」）は、活動目標、指導の方針、指導内容や方法、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程など）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出し、生徒及び保護者などに具体的に示し、理解と協力を得る。

(9) 学校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認などにより、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、部活動指導者の負担が過度とならないよう適宜、指導・是正を行う。その際、大会等への参加の在り方について、顧問に聞き取りを行い、生徒の実態、顧問の勤務状況等を勘案して出場する大会について精査する。

町教育委員会においても、教職員の働き方改革の観点から、部活動に係る勤務実態を把握し、適宜、指導・是正を行う。

5 部活動指導者

各部の顧問、副顧問は、学校教育活動であることを踏まえ、教職員、部活動指導員をもって充てる。ただし、小学部教職員については、希望者のみとする。教職員以外に部活動指導者を求める場合は、学校長が推薦した教育に対しての理解と指導者としての資質を備えた者を、町教育委員会が「外部指導者」として委嘱する。委嘱に際しては、部活動への理解や本指針、学校の指導方針、活動日や時間の確認を行う。さらに、「外部指導者」に、県教育委員会などが主催する研修会に受講させるよう努める。部活動指導者の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、教職員の校務分掌や特技などを考慮し、部活動指導員や「外部指導者」の配置状況を勘案した上で行う。

(1) 望ましい指導者

- ① 本指針、学校の「部活動方針」に沿って指導する者。
- ② 生徒の自主性を尊重しながら臨場指導に努める者。
- ③ 生徒個々の発達の特性や健康状態に応じて、無理のない指導をする者。適切な熱中症対策を講じる者
- ④ 安全に十分配慮して指導する者。
- ⑤ 危機管理マニュアルに沿って、緊急時の対応ができる者。
- ⑥ 競技志向偏重や勝利至上主義に陥ることなく、生徒に活動の機会を平等に与えるなど、教育的配慮のもと指導する者。
- ⑦ 日頃から保護者、学級担任と緊密に連携を図り、相互理解に努める者。
- ⑧ 生徒と指導者、生徒同士の信頼関係を構築し、厳しくも温かみのある指導を行い、明るい部活動経営を行う者。

- ⑨ ハラスメントの根絶を徹底できる者。体罰、セクハラ行為の禁止はもちろんのこと、指導中は生徒の人権に配慮した言動ができる者。特に、試合中の勝敗に関わっての生徒への暴言、罵声、執拗な叱責を厳に慎む者。

(2) 指導に当たっての禁止事項

- ① 密室における1対1での個別指導。
- ② マッサージ。(指導者から生徒、生徒から指導者)
- ③ 生徒への体罰や暴言、差別行為、セクハラ行為、執拗な叱責。
- ④ 長時間にわたる懲罰練習や過度な運動強要。
- ⑤ 不明瞭な金銭の管理と運用、保護者からの金銭などの授受。
- ⑥ 自家用車での部員の送迎。
- ⑦ 生徒との携帯電話、メール、SNSなどでの直接的なやりとり。
- ⑧ その他適正な部活動の推進を阻害する行為。
- ⑨ 信用失墜行為。
- ⑩ 指導上知り得た秘密の漏洩。

5 保護者

学校において、各部の顧問、副顧問、外部指導者、保護者を交えた部活動保護者を定期的に設けるなどして、部活動に対する理解と協力を図る。また、指導者と情報を密に交換し、生徒の健全育成、問題行動の防止、保護者同士の連携に努める。

(1) 望ましい保護者

- ① 学校の方針を理解し、協力する姿勢を持つ者。
- ② 無理な活動を生徒や指導者に強要しない者。
- ③ 大会などでの勝敗に関わって、指導者の指導、戦術、選手起用や生徒のプレイへの暴言、罵声を厳に慎む者。
- ④ 日頃から学校、指導者、保護者同士との連携を図る者。
- ⑤ 自分の子どもだけでなく、部員全員を支え応援する意識を持つ者。
- ⑥ 指導者に不適切な指導があった場合について、問題視できる者。

(2) 部活動保護者会

- ① 各部で部活動保護者会を設置し、部活動方針の相互理解と学校支援に努める。
- ② 顧問、副顧問、外部指導者、保護者同士の連携を密にする。
- ③ 必要に応じて、部員に生徒指導を行う。
- ④ 学校行事、地域行事に協力する。

6 経費

部活動の経費については、学校の予算の範囲内において、運営の工夫に努める。その上で、受益者負担となる場合は、部活動保護者会と連携し、必要かつ最小限度の負担にとどめ、適切に管理する。

7 活動について

(1) 活動

- ① 部員の発達段階、個々の体力などを考慮して、適切な活動量とする。合わせて、万全な安全対策、健康管理を徹底する。1日の活動時間については、平日で長くとも2時間程度、休業日は長くとも3時間程度とする。
- ② 月毎に活動時間、下校完了時刻を各部で統一する。防犯の観点から日没時刻等を考慮し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。
- ③ 毎週水曜日の活動は、16:30までとする。
- ④ 長期休業中の活動については、教職員の勤務時間内を原則とするが、「外部指導者」による指導もあることから、顧問と「外部指導者」が緊密に連携し、適切に練習計画を立てる。
- ⑤ 休業日の活動については、練習場所までの自転車の使用を認める。その際は、必ずヘルメットを着用させる。
- ⑥ けがや事故に備え、部員は保険に加入することが望ましい。
- ⑦ 顧問は、部室の管理を徹底する。
- ⑧ 町外の大会や練習試合に参加する場合の移動手段は、公的交通機関の利用または、保護者送迎を原則とする。
- ⑨ 大会参加については、教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担などを考慮し、参加する大会・試合などを精査する。参加が連続週にならないよう考慮する。県大会規模の大会、地域の行事・催し等については、年4回程度の参加を目安とする。
- ⑩ 気象庁の高温注意情報や暑さ指数に応じて高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から、こまめな水分補給、休息時間の確保、着替え、活動の中止や制限、活動時間の変更等、適切な対応を徹底する。
- ⑪ 活動時間の延長は、原則として行わない。

(2) 休養日

- ① 週当たり2日以上休養日を確保する。
- ② 毎月第3日曜日（家庭の日）を県下一斉部活休養日とする。
【平成29年10月2日付け教委保1112号県教育長通知】
- ③ 平日は少なくとも1日を休養日とする。また、週休日（土曜日、日曜日）の少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会などへの参加が連続週にわたることがないように考慮する。大会などにより、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。
- ④ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行い、生徒が家族・地域で過ごす時間などの確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。
- ⑤ 定期試験前から終了まで休養日を確保する。
- ⑥ 町教育委員会が定める「学校閉庁日」は、休養日とする。
- ⑦ 年末年始は、原則として休養日とする。
- ⑧ 供日（10月19日）は、地域行事を優先し休養日とする。

附則

この指針は、平成30年 2月22日から適用する。

この指針は、平成30年10月25日から適用する。

この指針は、平成31年 2月21日から適用する。

この指針は、平成31年 3月27日から適用する。

この指針は、平成31年 4月 1日から運用する。

この指針は、令和 元年11月28日から適用する。

この指針は、令和 3年 5月27日から適用する。

この指針は、令和 3年 7月29日から適用する。